



条例のある街

野沢和弘著

ぶどう社 2007年

2006年10月、全国で初めて、障がい者差別を禁じた「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」ができた。本書は、千葉県で画期的な条例が誕生するまでの紆余曲折の展開を克明に記録し、躍動感あふれる文体で条例成立に奔走した人々の熱気に迫っている。

著者は執筆当時、毎日新聞の現役記者で、若者の引きこもり、薬害エイズ、障がい者虐待、児童虐待などの現場を数多く取材し報道してきた。そして知的障がいを伴う自閉症児の父親でもある。本業の傍ら、この条例づくりの基となる「障害差別をなくすための研究会」の座長も務めた。この研究会で、800を超える差別事例を検討し、27団体からのヒアリングも重ね、県内全域で32回を数えるタウンミーティングも開いた。障がいの種別は異なっても、当事者、関係者ならではのこそ共感できる怒りや悲しみが存在する。いずれも理不尽な差別であるため、障がいの種別を超えて、怒りや悲しみが大きくなうねりを形成していく。

障がい者自身が苦勞して案文を作ったが、差別をした人を罰するのではなく、理解を深め、味方になってもらうための条例を目指した。まさに条例づくりのプロセスにこそ条例の本旨が見えている。しかし、自民党が約7割を占める保守王国の県議会が壁となって立ちはだかり、激論の末に継続審議、大幅修正、さらにはいったん取り下げにもなってしまう。

県議会にかかって8ヶ月、原案から大きく変容することになるが、あれほど反対した議会との間で相互理解が深まり、この条例は成立した。もちろん苦渋の譲歩もあったが、理解の輪を広げることで、条例づくりの灯だけは決して消したくなかった。前例を厭う風土に前例となる風穴をあけるためである。

著者は「はじめに」の後段で、「この条例は障害者のためのものだが、決して障害者のためだけの条例ではない。同時代に生きる人々がそれぞれの違いを認め合い、多様性を楽しむのが、これからの成熟社会のあり方だと私は思う。その先駆けとなるべき条例をつくらうと、障害者や家族が立ち上がったのである。」「どんな人間もひとりでは生きられない。ひとりで生きているつもりでも、自分が知らないところで同時代に生きる人々となつながら、影響し合い、絶えず社会の中で化学反応を起こして、少しずつ時代は動いていくのだと思う。」と述べている。これからの成熟社会を築いていくための普遍的なメッセージに聞こえる。

障がいのある人もない人も共に暮らしやすい時代にするために、世界を1センチずつでも変えるために、私たちに何が求められているのか、何ができるのか、考えさせられる良書である。

上梓から15年経過したところであるが、千葉県の件の条例(2007年7月施行)が先駆けとなり、北海道：「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」(2010年4月1日施行)

岩手県：「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」(2011年7月1日施行)

熊本県：「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」(2012年4月1日施行)

2014年施行：長崎県、沖縄県、京都府、鹿児島県

2015年施行：茨城県、奈良県、愛知県

2016年施行：富山県、山梨県、徳島県、大分県、宮崎県、栃木県、愛媛県、山形県、埼玉県、岐阜県、大阪府

2017年施行：静岡県、福岡県、鳥取県

2018年施行：香川県、福井県、三重県、東京都、佐賀県

2019年施行：福島県、秋田県、群馬県、滋賀県、石川県

2021年施行：宮城県

などで制定された。内閣府「障害者差別の解消に関する地方公共団体への調査結果(2022年3月内閣府障害者施策担当)」によると、2021年4月1日現在で、都道府県が36団体、指定都市が8団体、中核市等が10団体、一般市が52団体、町村が35団体、合計141団体が、障がい者差別解消に関する条例を制定済みとしている。

熊谷 寛

(北里大学大学院医療系研究科・教授(元大阪市立大学大学院工学研究科・教授))